

ジェネリック（後発）医薬品差額通知を実施します

当組合では、医療費の更なる適正化を図る観点から、組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の方へのジェネリック（後発）医薬品差額通知の送付を行っております。

1 実施の背景

当組合においては、組合員等の医療給付費が増加し、短期掛金率の引上げが続いており、医療費の更なる適正化が急務となっております。

医療費適正化に向けた取組みの一環として、厚生労働省が推進している「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を実施しております。

2 実施内容

- ① 薬局や病院でお薬をもらっている方のなかで、ジェネリック（後発）医薬品に切り替えることにより、自己負担額の軽減が見込まれる方に「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を送付させていただきます。
 - ② 通知が届いた方におかれましては、通知の記載内容をご確認いただき、ジェネリック（後発）医薬品の利用をご検討くださいますようお願いいたします。
- ※次ページ以降が実際にお送りする通知の見本です。

3 実施時期

毎年7月下旬以降

組合員及び被扶養者 各位

地方職員共済組合

ジェネリック（後発）医薬品差額通知の実施について

日頃より、当共済組合の短期給付事業にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、当共済組合では、医療費適正化に向けた取組みの一環として、厚生労働省が推進しているジェネリック医薬品の差額通知事業を実施しております。

このたび、平成30年11月～平成31年4月に医療機関等に受診した組合員及び被扶養者の方のうち、処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定額以上お安くなる方につきまして、同封の「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」を送付させていただいております。

是非とも、通知の内容をご確認いただき、当共済組合の医療費適正化にご協力くださいますようお願いいたします。

<参考>

第1 表面の「ジェネリック（後発）医薬品差額通知」の記載内容の注意点

1 一覧表について

(1)「製薬会社名」欄について

ジェネリック医薬品は、同じ名称であっても、製薬会社が複数存在する場合があります、ジェネリック医薬品の単価は製薬会社で異なります。

(2)「差額A－B」欄について

平成30年11月～平成31年4月に医療機関等（病院、薬局）に受診された際に処方されたお薬のうち、表示されている製薬会社のジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お安くなる自己負担額の差額を記載しております。

※ この差額の合計額が右上に記載されている「お安くなる額」です。

2 院内処方の場合について

院内処方でお薬を受け取っている方につきましては、院外薬局でお薬を受け取る場合、処方せん料などの諸費用が別途かかります。そのため、お薬の金額はお安くなっても、個人負担総額ではお安くない場合がありますのでご注意ください。

院内処方でお薬を受け取っている方は、かかりつけの医師に、院外薬局でお薬を受け取っている方は、調剤薬局の薬剤師にご相談ください。

3 その他

(1)医療機関等によってはジェネリック医薬品の取扱いがない場合があります。

(2)医師に対し、ジェネリック医薬品の処方を求めることはできますが、どの製薬会社のジェネリック医薬品にするかを選ぶことはできません。

そのため、同じジェネリック医薬品名であっても、表示されている差額までお安くない場合があります。

(3)医師が発行した処方箋に、ジェネリック医薬品の名称が記載されていなくても、処方箋の中の「後発品への変更不可」欄に医師のサインがなければ、調剤薬局の薬剤師とご相談のうえ、ジェネリック医薬品を選ぶことができます。

(4)市町村からの公費助成を受けている方など、医療費の自己負担額が発生しない方に対しても、この文書が届く場合があります。

第2 差額通知の内容の問い合わせ先

株式会社オークス おくすり相談室
電話：0120-332-069

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果(*)を持つ医薬品のことです。

(※)新薬が効能追加を行っている場合など、異なる場合があります。

さまざまな病気・症状に対応

高血圧や糖尿病のほか、さまざまな病気や症状に対するお薬が揃い、カプセル・錠剤・点眼剤など形態も多彩。新しい技術で、味や飲み易さ、使用感が改良されたものもあります。

(※)すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

ジェネリック医薬品は
医療用医薬品です。
希望される場合は、
医師・薬剤師にご相談ください。



ジェネリック医薬品に関するお問い合わせ先

厚生労働省
☎ 03-5253-1111

独立行政法人
医薬品医療機器総合機構(PMDA/くすり相談窓口)
☎ 03-3506-9457

公益社団法人日本薬剤師会(くすり相談窓口)
☎ 03-3353-2251

日本ジェネリック製薬協会
☎ 03-3279-1890

一般社団法人日本保険薬局協会
☎ 03-3243-1075

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会
☎ 03-3438-1073

NPO法人ジェネリック医薬品協議会
☎ 03-3756-0192

●ジェネリック医薬品に関する情報は



厚生労働省

厚生労働省 ジェネリック

検索



医薬品は正しく使っても、副作用の発生を防げない場合があります。

そこで、医薬品(病院・診療所で処方されたものの他、薬局等で購入したものも含みます。)を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほどの重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が、医薬品副作用被害救済制度です。

●この制度に関する情報は



独立行政法人
医薬品医療機器総合機構

副作用 救済

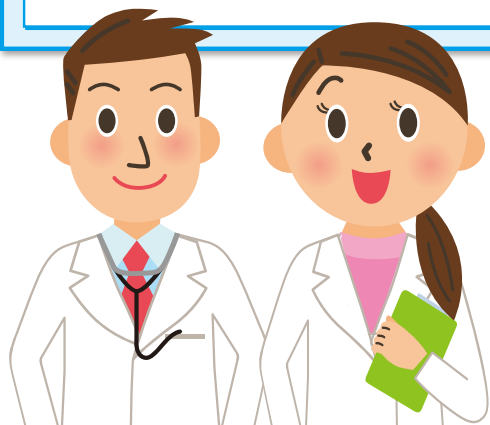
または

PMDA

検索

今までも。 これからも。

↑ 未来 Mirai
信頼 Shinrai
安心 Anshin
ジェネリック医薬品



ジェネリック医薬品のつながる先に。

安心・信頼

Anshin

Shinrai

ジェネリック医薬品は、 国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、新薬と同一の有効成分が、同一量含有され、同等の効き目があります。新薬と異なる添加剤が使用されることがありますが、有効性、安全性及び品質について国が厳格な審査のうえ、製造販売の承認をしているお薬です。

効き目はもちろん、安全性も
新薬(先発医薬品)と同等です。



お薬の価格は新薬の5割程度。
それ以上、安いものもあります。

ジェネリック医薬品の使用で、 薬にかかる個人負担が軽くなる

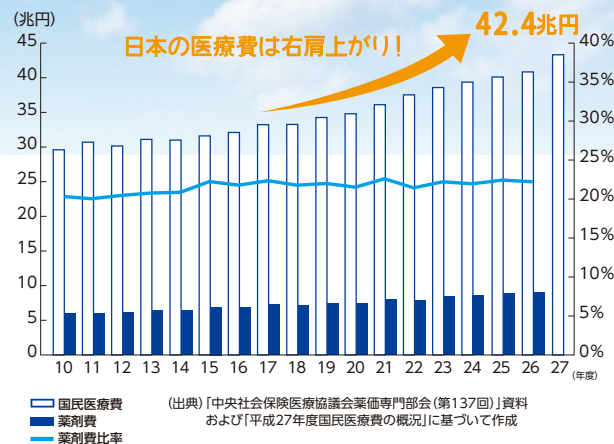
ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので低価格。医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、家計をサポートします。複数のお薬の服用や長期服用が必要な場合などは効果的です。

未来

Mirai

ジェネリック医薬品の使用で、 医療費を有効活用

患者さんのお薬代を軽減することで、日本全体の医療費を効率化することができます。さらに、効率化できた医療費を有効活用し、新しい医療技術や新薬に向けることが可能となります。



日本の優れた 医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

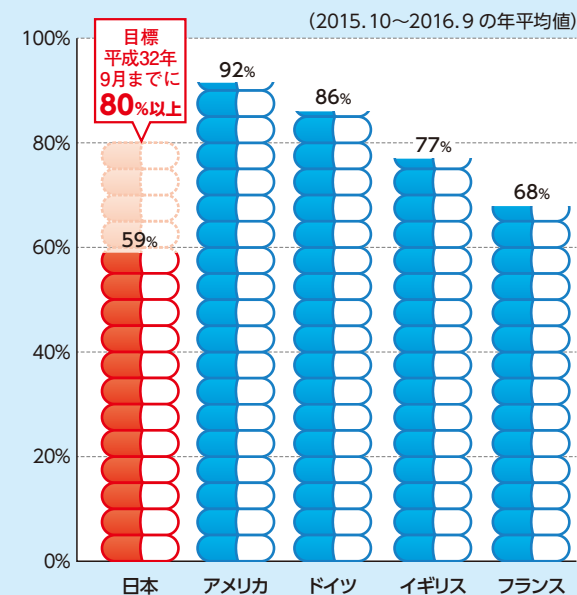
少子高齢化が進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。ジェネリック医薬品の使用は、一人ひとりの保険料の負担軽減につながるほか、優れた医療保険制度を次の世代に引き継いでいくことにも貢献します。

ここにも注目！

欧米では普及している ジェネリック医薬品

欧米では、日本に比べ、新薬からジェネリック医薬品への変更が進み、ジェネリック医薬品が広く普及しています。

特許切れ市場における世界のジェネリック医薬品シェア



©2017 Quintiles IMS, MIDAS, Market Segmentation, MAT Sep 2016, RX only (PRESCRIPTION BOUND) 他を基に作成。

無断転載禁止